

議案第 44 号

橋本市職員定数条例の一部を改正する条例について

橋本市職員定数条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 23 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市職員定数条例の一部を改正する条例

橋本市職員定数条例(平成 18 年橋本市条例第 43 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(職員の定数) 第 2 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2) 市長の事務部局の職員 <u>472 人</u> (3) 市民病院の職員 <u>353 人</u> (4) ～(10) 略	(職員の定数) 第 2 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2) 市長の事務部局の職員 <u>511 人</u> (3) 市民病院の職員 <u>314 人</u> (4) ～(10) 略

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。